



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



住み良い町づくりを目指します!!

2023. 8
No.161

第2回定例会報告	P 2
第1回臨時会報告	P 3
一般質問	P 4~11
議会日誌	P 12



第2回 定例会 報告

令和5年度一般会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月12日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、議案調査のため、休会しました。
6月19日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月27日閉会しました。

審議した案件

令和5年度一般会計補正予算2件、条例改正3件及びその他議案4件は原案可決、人事1件は同意議決・1件は適任議決となりました。

《補正予算》

○令和5年度一般会計補正予算

まちづくり推進基金積立金5千6百万円及び町内事業者電気料高騰対策支援金千8百90万円等を追加補正しました。

○令和5年度一般会計補正予算

町有地測量業務委託料3百97万1千円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○委託契約の締結

水産養殖施設再生可能エネルギー導入効果検証業務に係る委託契約を締結することを決めました。

○工事請負契約の締結

含翠園改修附属建物建設等（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することを決めました。

○財産の減額譲渡

社会福祉法人あけぼの福祉会に財産を減額譲渡することを決めました。

○財産の取得

財務会計システムを取得することを決めました。

《人事》

○農業委員会委員の任命同意

金沢志津夫氏、品田悟氏、櫻井利通氏、志賀浦久氏、若林善廣氏、北井眞弓氏、本堂秀豊氏、長谷川喜良氏、長谷川剛氏の9名の任命に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん

小林 功氏の推せんに同意しました。

審議した請願・意見書・陳情

請願1件は採択、意見書2件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○岩内町立小中学校4校に係る教育環境及び施設と設備への請願

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。意見書の内容は、11ページをご覧ください。

第1回臨時会報告

町議会議員選挙に伴う新たな議会構成の決定と令和5年度各会計補正予算等を審議する第1回臨時会は、5月15日招集され、議長及び副議長の選挙、各常任委員会の構成等を決定し、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き議案の審議を行い、同日閉会しました。

《補正予算》

○令和5年度一般会計補正予算

水産養殖施設再生可能エネルギー導入効果検証業務委託料1億7千7百10万円及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金7千9百50万円などについて追加補正しました。

○令和5年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算

令和4年度同会計への繰上充用金3億2千7百35万4千円及び一時借入金利子百36万3千円を追加補正しました。

○令和5年度水道事業会計補正予算

水道事故に伴う賠償金百68万1千円及び水道料金等管理システム改修業務委託料百39万2千円などについて追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の導入及び軽自動車税グリーン化特例の期限延長等について、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額等について、所要の改正をしました。

《その他》

○町道路線の認定
町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

○損害賠償の額の決定について
水道事故による損害を賠償しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP
<https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第2回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ										新政クラブ		公明党		日本共産党	市民自治会	革新クラブ	
		池田	三浦	栗林	永井	本間	中家	村田	岩城	志賀	金沢	谷口	奈良	大田	佐藤	大石			
令和5年度一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

第1回臨時会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

令和5年度一般会計補正予算（第2号）	原案可決	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
令和5年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

一般質問

6月19日～21日 5名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

本間 勝美 議員

次期町長選への立候補について

■質問■

木村町長は、令和元年10月の町長就任以来、今までの3年8か月の間、「健やかな町づくり」の実現に向け、1期町政を担ってこられた。就任以来、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題としてワクチン接種や様々な緊急経済対策に取り組み、着実に町政を前進させて高い評価の声を聞かせているところである。

今後「町総合振興計画」を基に中長期的な視点に立った、前向きな発想と行動力で安定的、かつ、継続的な町政の運営が必要である。

秋に予定されている次期町長選への立候補について、町長の決意をお聞かせ願う。

■町長■

令和元年に「健やかな町づくり」を目指して町長に就任し、今秋に任期が満了となります。就任の翌年には感染症が拡大した中ではありましたが、町の最上位計画である「町総合振興計画」を令和3年に策定し、本格的なまちづくりをスタートしました。

町の現状は、少子高齢化や人口減少が進み、地域経済は、物価高により厳しさが増す中、子ども子育て支援策の強化、地域医療の確保、地域ブランド製品の開発など、計画に盛り込んだ事業を着実に進めているところであります。また実質収支も黒字が続き、安定した財政運営が可能となりました。



このため、現在、町の中心拠点整備などを盛り込んだ「町立地適正化計画」や「町健康寿命延伸プラン」、「産業振興プラン」を策定中であり、今後、これらの計画を形付け、実行していくことが、私の責務だと思っております。

したがって、私は、町民の皆様のご支援が得られるのであれば、引き続き、町の発展のため、町政を担うという強い意志を持って二期目への立起をし、全力を傾注していく決意です。

どうか、議員各位には、特段のご協力とご支援、さらにはご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

岩内町地域子育て支援センターについて

■質問■

本年4月に開設した「いわない東保育所」は、町の子育て支援を担う基幹的な保育所として整備され、併設する「地域子育て支援センター（あすばら）」は、子育て中の親子が気軽に集い、遊びや育児相談などができる地域子育て支援拠点としての役割を担っている。

条例の改定やもつと気軽に利用できる施設にしてほしいとの声が聞こえているが、見解は。

■教育長■

1. 町の過去3力年の出生数は、
 2. いわない東保育所の6月1日現在の入所人数は、
 3. あすばらの開設後の利用者数と、一時預かりの人数は。利用者のニーズを把握するアンケートや要望は、
 4. 小学生と就学前の児童のいる保護者から、利用の制限があり保護者一人では利用できない、
1. 令和2年57人、3年50人、4年53人。
 2. 67人。
 3. 利用者数は、5月31日までで、延べ1,320人。一時預かりの利用者数は、延べ25人。保護者から利用した感想や要望を伺い、ニーズの把握に努めている。
 4. 地域子育て支援拠点事業として、児童福祉法「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所」を根拠に開設、事業を実施しており、国の事業要綱から逸脱した運用等をした場合、国や道からの交付金などに影響が生じ、適切かつ持続可能な施設運営に支障を

来す恐れがあるため、国が定める法や事業要綱に基づき、運営する。

9月にアンケートを予定しており、子育て世帯

ペットとの共生について

■質問■

ペットの飼育は、人々に癒しを与え精神的な安定を取り戻すことも、健康を維持・増進する等社会生活の安定に大きく寄与するものとして注目されている。今年も5月に町内で狂犬病予防注射が行われた。

1. 町内における犬の登録と予防注射の過去3ヶ年の状況は。動物の愛護及び管理に関する法律による努力義務であるマイクロチップ装着の報告はあるのか。

2. 町営住宅での犬や猫の飼育は許可されていないのに飼育している住民がいると聞いている。対応は。また、民間ではペット飼育可能な賃貸住

の声を集約し、利用しやすく、子育てがしやすくなったと実感できる施設となるよう努める。

宅もあるが、町営住宅も可能な住宅の確保等、考えられないのか。

3. 町営のドッグランの設置は。夏期間限定で運動公園内の旧軟式テニスコートあたりに設置できないか。

■町長■

1. 状況は、令和2年度、登録499頭、予防注射318件。3年度、474頭、256件。4年度、471頭、263件。

マイクロチップの一般の飼い主による努力義務件数は把握していない。

2. 法及び条例で、「公営住宅を正常な状態に維持しなければならぬ」「周辺の環境を乱し他に

著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない」とされていることから、犬や猫などのペットの飼育は禁止とし、入居時の説明に加えて、入居申請にも明記し、収入申告時にも確認し、苦情の際は、担当職員による注意・指導を行っている。

ペット飼育可能な住宅の確保は、現在、全ての住棟に入居者がおり、多くの入居者同士の住み替えが必要となるため難しいが、先進的な事例など情報収集に努め、可能性を検討する。

3. 設置を検討する場合、場所の選定における近隣住民の理解や衛生管理などの課題と、ペットが人間にもたらす癒やし効果などのメリットの分析が必要。

旧軟式テニスコートは、野球場の大会等利用時、選手ウォーミングアップ広場として使用しており、周辺の施設も活用を継続する計画となっているが、今後、使用実績に応じて検討する。

岩城 幹 議員

医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた

施策について

■質問■

1. 急速に進む少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応するため、地域医療構想を策定し、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けた施策の取組は。

2. 医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向けた施策等を定めた「医師確保計画」の策定や医師不足及び偏在対策の取組は。

3. 地域医療を担う医師の確保を目指す町は、国に対し、医師不足や地域間偏在の根本的な解消に向けた協議をしているのか。

4. 医師が不足している二次医療圏に十分に配

慮し、大学が医師の不足する地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、道との協議は。

5. 国と深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて、医師少数区域への重点的な財政支援の協議は。

■町長■

1. 地域医療構想は、法により、都道府県が策定するもの。道では平成28年12月に構想を策定し、道内21の二次医療圏において、地域医療構想調整会議を設置し議論を進めている。

町では、後志圏域地域医療構想調整会議に参画し、管内の医師会や医療機関等と連携する中で、

持続可能な地域医療の確保に取り組んでいる。

2. 4. 医師確保計画は、法に基づき、都道府県が策定するもの。道では令和2年3月に計画を策定し、現状の医師数水準を維持していくため、短期的な医師派遣や中長期的な医師育成により医師確保に取り組んでいる。

3年度より、岩宇4町村合同による「岩内協会の医師確保に関する要望活動」を実施。

道知事及び道議会議長に要望してきた結果、本年4月1日より、岩内協会病院に自治医科大学卒業医師1名が派遣され、岩宇地域における医師派遣及び育成に寄与している。



3. 5. 医師確保については、後志総合開発期成会の要望活動を通じて中核的病院の機能強化、救急医療体制の整備強化、医師養成体制の拡充、臨床研修終了後の過疎地域への勤務の義務づけ制度の創設など、具体的かつ実効性の高い対策を国及び道へ要望している。併せて、地域の医療提供体制を維持確保していくため、救急医療に従事する医師や看護師等の手当の支給、運営費や医療機器に対する財政措置についても、要望している。

国道229号及び

八幡通り・薄田通りについて

■質問

1. 国道229号は岩内町の玄関。しかし、街路樹の枝が電線に接触し、緑地帯の雑草が伸び放題で見た目が悪いが、町の認識は。

2. 八幡通りについて。冬期間にハイマツの上に高さ1mの雪を残し排雪をしているが、通学児童が隠れてしまい車から確認できない。大変危険だと思すが、町長の認識は。

3. 神社通りの桜が老木化し、枯れが目立っている。将来を見据えたら、植え替え時期だと思

うが、見解は。

4. 薄田通りの道路拡張工事が終了し街路樹を植樹したが、ナナカマドではなく、桜の方が景観が良くなると考えるが、見解は。

■町長

1. 国道、道道、町道の各道路管理者は各種道路施設の維持管理マニュアル等に基づき適切な維持管理に努めているが、草木の育成状況により景観の悪化に繋がるほか、交差点においては交通事故が発生しやすくなるなど、安全・安心な道路使

用に支障を及ぼす可能性もあることから、道路管理者である小樽開発建設部岩内道路事務所に対し、年間を通じて適切な管理が図られるよう、適宜、要望する。

2. 八幡通は、通学路である事から優先路線と位置付け、排雪時に残す雪の高さは、小学校低学年の視界を意識し、植樹しているモンタナハイマツの頭を目印としている。その高さは、常に維持する事が難しいため、合わせて右左折時の巻き込み事故を防止する観点から、交差点排雪も実施している。

3. 神社通りの桜が老木化し、枯れが目立っている。将来を見据えたら、植え替え時期だと思

注している植樹の専門業者からの近年の報告の中には、伐木や植樹の必要性の見解は示されていない事から、植え替えの計画はないが、今後、業者から植え替えの必要性の見解が示された際には、計画的に実施する。

4. 既に整備済みとなつている八幡通の町木「ナナカマド」を念頭に、停車場通と薄田通の整備においても、「ナナカマド」の植樹を選定した。

街路樹としての「桜」の植樹については、開花とともに見応えのある樹木であるが、害虫や病害などによる樹木の維持管理に大変苦慮する実態があり、さらには沿線住民の理解も重要であることから、慎重に検討する。

3. 維持管理業務を受

海水浴場について

■質問

旧フェリー埠頭東側の砂浜を封鎖したため、雑草や樹木が生い茂り、中

にゴミが散乱している。海水浴場としての整備や早期の開放と清掃ができないのか。

■町長

旧フェリー埠頭東側の砂浜は共和町行政区域になり、共和町との法定協議など準備期間を要するため、現時点では来年度の開設を目指したい。樹木の生い茂った箇所は、救急車両が通れるような路盤整備や、海水浴場となる区域では、ゴミ

やガラス破片等の除去などの清掃作業を取り進めることになる想定している。開設にあたっては、利用者への安全対策をしっかりと講じた中で、必要な施設整備の検討や管理運営体制を関係団体とも協議・連携しながら進めたい。

公園の遊具について

■質問

町内にある公園の遊具が老朽化のため撤去されたまま。風つ子公園や運動公園などで沢山の子供達を見かけるが、親御さんが車で送迎しているようです。是非、町内各所にある公園に新しく安全な遊具の設置を考えると、見解は。

もので、計画策定時には街区公園に隣接する町内会から、これまでの利用実態などの聞き取り、将来に向けて残すべき施設や、更新の必要性が低い施設などを調査し、計画に登載すべき施設の選定を行った。

現時点で、街区公園などにおける遊具施設を再整備する計画とはなっていないが、新たな施設整備の要望が示された際には、新たな財源の確保も含めて検討する。

■町長

町の公園事業については国の交付金制度を利用した事業実施を基本としており、「町都市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進めるとい

奈良 初枝 議員

帯状疱疹ワクチン予防接種

費用の助成について



■質問■

日本人成人の90%以上は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏している。80歳までに約3人に1人がり患し、皮膚症状が治まった後も、50歳以上の約2割の方が長い痛みが残る「帯状疱疹後神経痛（PHN）」になると言われている。免疫力の低下に伴い、50歳代から発症率が増加。帯状疱疹の発症を防ぐため、50歳を過ぎたら帯状疱疹ワクチンの予防接種ができる。

予防効果の高いワクチンは高額なため、接種をためらう人が少なくないようで、国の統一的な制度である定期接種化の早期実現を町として国に求めること。また、国の検討が進まない場合は、町

独自に費用の助成を行うようにできないか伺う。

■町長■

帯状疱疹は、過労やストレスなど免疫力が低下することで、体内の水痘ウイルスにより発症する疾病であり、合併症になった場合、健康を低下させる恐れがあり、発症予防が重要。発症予防の1つである

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法に沿った 施策推進計画の策定について

■質問■

国内では急速な高齢化の進展に伴い、認知症になる人が増加。2025年には65歳以上の5人に

帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の方が受けることができるが、任意接種の位置づけであり、国の審議会においてワクチンの効果や安全性など定期接種化に向けた検討が進められている。

町独自のワクチン接種費用を助成する考えには至っていないが、引き続き、定期接種化に向けた国の動向を注視する。

町独自のワクチン接種費用を助成する考えには至っていないが、引き続き、定期接種化に向けた国の動向を注視する。

1人、約730万人が認知症になると推計されており、認知症の人やその家族らが安心して暮らせる環境づくりは喫緊の課

題となっている。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持つて暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に掲げている。

認知症の人と家族を一体で支援する重要性和家族を含む介護者への支援強化を目指していくために、町としてどのような基本法の施策推進計画を策定し推進していくか伺う。

■町長■

町の認知症対策は、従前より、国の認知症施策推進5か年計画等を踏まえ各種施策を実施しているが、令和元年6月の国の認知症施策推進大綱により、3年3月策定の第8期町介護保険事業計画で、認知症施策の推進を明記し、認知症初期集中支援チームによる早期対応や認知症サポーターの養成等、関係機関等の協力も得ながら、各種施策に取り組み、認知症の方

やその家族の視点を重視し、認知症に対する町民理解の促進を図ってきた。

今国会で可決された「共生社会を実現するための認知症基本法」は、全ての認知症の人が基本的人権を共有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等、7項目の基本理念が明記され、市町村が実施する基本的施策は、認知症の人に関する国民の理解の増進や認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等、認知症施策推進大綱等を踏襲した内容であり、町としても、法に明記された基本理念を念頭に、これまでの認知症施策を着実に実施していく。

町の推進計画については、法で市町村の認知症施策推進計画は、国の基本計画及び都道府県計画を基本とする旨規定されているため、今後の国及び道の策定状況等を踏まえ、検討する。

いわない議会だより アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だより（令和4年5月（第156号）発行分から）がアプリから閲覧できます。（ダウンロードは表紙から）

大田 勤 議員

ノックタライン2台運行で 利便性の拡大を



■質問■

1. 停留所の乗降者数が1番多い東山団地3号棟から人材開発センター横へ変更の理由は。

2. 住民要望の強い東山団地3号棟へ、バス停を戻さないのか。

3. 待合所、ベンチ、冬季間等停留所の風雪よけの設置検討は。

4. 65歳以上の人口構成が町内一高い御崎・大和地域への運行願いが町長、議長に提出。運行拡充検討は。

5. 御崎・大和地域を除外した徒歩5分以内の判断内容は。

6. 5分以内は御崎・

大和地域の7割が利用できない停留所では。

7. 地域住民からの陳情への町の対応は。

8. 現在の1便では住民要望対応が困難。2便の場合のメリット・デメリットは。

9. 路線拡大・停留所増設等高齢化住民の交通手段確保として大胆な福祉施策を。

■町長■

1. 2. 冬期間、積雪の状況により、ノックラインが停車すると、車道スペースが十分に確保できない状況となり、住民からも苦情が寄せられ、人材開発センターへ変更した。東山団地3号棟へ

6. 御崎・大和地区に限らず、停留所までに徒歩5分以上を要する住民は、一定数いるものと認識。

8. メリットは、運行ルートの拡大や1周に掛かる時間の短縮。

3. 場所の確保や土地の使用許可のほか、一定程度の費用がかかることから、持続可能な地域公共交通の確保のため、設置検討はしていない。

9. 様々な住民の要望があることは認識しており、全てのニーズに応えることは、現実的には困難だが、路線の拡大や停留所の増設など、持続可能な地域公共交通の確保を前提に、利便性の向上に努める。

■再質問■

1. 東山3号棟への設置要望は再度声を聞いて判断をすべきでは。

2. 大和・御崎住民と

の話合いは行つたのか。

停を再度調査することも考える。

■町長■

1. 再度戻すことは難しいが、利用者の声も聞きながら、利便性と運行の安全が確保できるバス

2. 調査を進める中で、陳情者である団体代表者の意見は聞いていく。

合葬墓の早期建設で

墓じまい・改葬などの

不安住民へ安心を

■質問■

1. 墓地返還35件の理由は。

を受けて合葬墓の形態や使用者の利用条件など具体的な検討の進捗は。

2. 令和元年墓地空き区画62区画。現在の空きと今後墓地公園で区画造成は可能か。今後の整備計画は。

6. 利用条件の中に行旅死亡人や無縁仏等についての対応は。

3. アンケートで「合葬墓」必要67.6%。安価で管理され安心して納骨できる合葬墓が住民要望では。

7. 何年も店ざらしの無縁仏や連絡が付かない焼骨等の対応の協議は。

4. 必要性の有無の判断と時期等の方向性は。

8. 合葬墓設置場所の今後の計画、町長の判断は。

■町長■

5. アンケートの回答

1. 町外のお墓や納骨堂への改葬。

2. 6月15日現在95区画。

造成は可能だが、当面は既存の空き区画により対応が可能と考えており、拡張等の整備計画はない。

3. アンケート結果から、一定数の方が不安を持ち、墓じまいを考えていると認識。

利用には抵抗感も感じられるものの、お墓の承継の不安などからニーズは一定程度あると認識。

4. 5. 関係者への丁寧な説明と、施設管理のあり方など具体的な事項の調査検討を行い関係者の理解が得られた後に町の方向性を示したい。

6. 合葬墓の必要性を検討するうえで、関係者と協議する。

7. 合葬墓を前提とした協議には含めていない。

8. 設置場所は検討していないが、建設する場

合は、町が管理する墓地の中から選定になるものと考えてる。

■再質問■
1. 宗教関係者から出された課題とは。

2. 関係者の理解が得られた後に町の方向性を示したいとするが、どんな問題があるのか。

■町長■

1. 寺院等からの檀家離れ、石材店でお墓を建てなくなる、墓じまいにより墓を訪れる人がいなくなり、経済の衰退が懸念されるなどが出されている。

2. 関係者の理解を得ることが最優先であり、

宗教団体や石材事業者の意見を踏まえた方針を決定する必要がある。

自治体窓口や職員の役割は

デジタル化や人工知能に

取って代えられない

■質問■

1. 受入れた人材の勤務時間や報酬等の処遇、配置部署の仕事内容は。

2. 外部人材の役職は特別職非常勤職員なのか。勤務・契約形態は。

3. 自治体が外部人材任用時、法的規律は。

4. 受入れ人材は現在、DX事業等で町が委託事業者の中から選出か。

5. 公務員には守秘義務があり違反者は公務員の場合懲役・罰金刑。守秘義務に代わる契約は。

6. 人材は地方公務員法適用外。職員へ指揮命令することはできずマネジメント役割に就けないが、勤務内容・配置部署の役割は。対応は守られ

ているのか。

7. 地方自治の本旨に基づき役場職員が実務経験を積む対応が必要では。

■町長■

1. 2. 6. 協定に基づく私法上の「業務委託に伴う派遣」で、派遣費用は無償、勤務は週1回、勤務時間は職員と同様、勤務場所は総務課内に設置、業務内容は「ICTを活用した地方創生の推進に関する業務」として

「ICT活用推進アドバイザー」として委嘱。派遣元の身分を有し、派遣元の指揮命令で業務。

3. 法に基づく「特定任期付職員」や「特別職非常勤職員」など地方公務員として任用する場合と、「私法上の業務委託」

を行う場合があるが、今回は協議により私法上の業務協定に基づく派遣受入となった。

4. デジタル専門人材は、昨年実施の「課題抽出ヒアリング」に協力いただいたことが縁となり派遣。派遣元は内閣府・地方創生人材支援制度におけるデジタル専門人材派遣協力企業として登録されており信頼度は高いと認識。

5. 締結した協定で「機密保持義務」として記載し担保。

7. 将来的な職員数減少と持続的・安定的な住民サービス提供のため、研修等による職員スキルアップに加え、職員・住民双方の利便性向上に資するDX施策の推進は非常に重要で、デジタル専門人材からのアドバイザー協力や国の各種制度を有効活用していく。



す服務規律はあるか。機密保持義務の内容は。

2. 直接指示や協議は労働者派遣法違反。形態に問題は無いのか。

■町長■

1. 刑事罰が科せられるような服務規律の定めはないが、「信用失墜行為の禁止」を規定。機密保持義務の内容は、「業務上の秘密性を有する一切の情報」は、他に漏らしてはならない。派遣終了後も同様」とするもの。

2. デジタル専門人材の業務内容は「アドバイザー業務」であり、町が発注する委託業務における受託業者と直接指示や協議をすることはない。

1. 違反に刑事罰を科

大石 美 雪 議員

今国会で強行に採決された

GX脱炭素電源法の

町への影響を問う



■質問■
1. GX脱炭素電源法の制定による泊原子力発電所の運転停止期間の取り扱いは。

6. 町として、北電へ電気料金の据え置きを要望し、町民へ支援策の考えは。

2. 国は泊の加圧水型原子炉の経年劣化について、発電の有無の実証実験をさせていたか。

7. 泊原子力発電所の温排水は生態系に悪影響を与え、気候危機の原因になっていないか。

3. 60年を超えて泊原子力発電所を運転することは町民の安心、安全を脅かすことにならないか。

8. 安全で安心できる持続可能なまちづくりは、泊原発や核のゴミはその妨げにならないか。

4. 福島原発事故は明日の岩内のことではないか。そのために町は何をすべきか。

1. 3. 原発の運転期間、法の規定で運転期間40年、延長期間20年。事業者が予見し難い事由による停止期間を考慮。一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めるとした。事由には、再稼働に係る審査期間も含ま

5. 国の脱炭素のエネルギー政策に町は賛同するか。

5. 国は「GX実現に向けた基本方針」で、エ

れ、この停止期間は運転期間には加わらないが、運転期間の取り扱いも含め、原発の安全性は、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくと考え

の大切に基づき、原子力の活用は、国が責任を持って取り組み、国民の理解と信頼を得ることが重要と考える。

2. 北電によると、発電所設備は法に基づき、設備ごとの経年劣化傾向を踏まえた保全計画を策定し、点検などの保全活動をを行っていると同

2. 北電によると、発電所設備は法に基づき、設備ごとの経年劣化傾向を踏まえた保全計画を策定し、点検などの保全活動を

4. 北電には、原発の安全性向上に対し、終わることなく追求するとともに、今後も不断の努力を求める。

7. 温排水による影響は、道、北電が水温などを対象にモニタリング調査を年4回実施。結果は、泊発電所環境保全監視協議会で確認しており、現

5. 国は「GX実現に向けた基本方針」で、エ

5. 国は「GX実現に向けた基本方針」で、エ

在まで泊発電所に起因する周辺環境の異常は認められていない。

8. CO2削減には、原子力発電は大きく寄与。2050年カーボンニュートラルを実現すべ

町の児童生徒の教育環境の問題点について

■質問■

令和8年4月開校予定の施設一体型義務教育学校について。

いるか。

5. 令和3年度の不登校の児童生徒数が過去最高。その原因は。

1. この数十年での2回の変更は拙速すぎないか。百年位の展望で考えるべきでは。

6. 9年間の固定した人間関係の改善や5・6年生のリーダーシップを育むには。

2. 公共用地の有効活用を考慮してか。

7. 実施予定の義務教育学校は先生の負担がかなり増えるのでは。

3. 令和7年度までの債務負担行為は48億6千万円。町の負担は何か。財源のめどは。

小中学校の女子トイレに生理用品の設置を要望してきた。

4. 児童生徒、先生、保護者の意見はどのように聞き取り、反映させて

8. 何月からどのように実施されるか。

9. 児童生徒の受け止めは。

学校と調整中で、速やかに実施する。

■教育長

1. 2. 教育環境が大きく変化する中、長期的な視点に立ち、導入を判断した。集約化を意図したところではない。

3. 一般財源は4万3千円。その他、国の補助金や地方債を計画している。

4. 開校準備委員会による協議、アンケート、説明会などを実施している。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化も増加の要因である。

6. 学年編制の特徴を活かし、先進校の取組も参考とする。

7. 教職員が直面する負担は義務教育学校に限らない。

8. 実施方法は、各

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、3日前の夕方、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

9. 現在、児童生徒からの意見・要望はない。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリナーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
3. 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講ずること。
4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

殿

岩内町議会 議長 永井 明

